

社員紹介コーナー

初めまして。長崎女子商業高校を卒業し、4月から入社しました内田成美です。趣味は音楽鑑賞で、最近は洋楽を好んで聴いています。高校時代に学んだことを活かしていただけるように先輩方から教わったことを吸収し、少しでも早くお役に立てるように頑張らせていただきたいと思います



内田 成美
平成25年4月入社

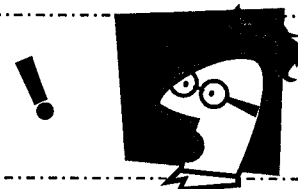
社員からのコメント

山田：気立てのいい、はきはきとした新人が入社しました。20年間、この業界に携わった直感から、この子はモノになる！！と感じさせてくれました。そうなるのか！ならないのかは？？彼女次第！?!?・・・それとも指導の仕方次第?!?!

吾妻：私にとって初めての後輩ができました。とてもまじめに仕事をこなしてくれています。まだまだなれないことばかりだと思いますが頑張ってください。私も一緒に成長していきたいと思います。

佐藤：私にも後輩ができました。私自身まだまだ仕事を覚えている途中なので追い越されないように頑張ります。1年しか変わらないので質問もしやすいと思います。答えられる範囲で答えますので、一緒に頑張らしましょう！

上場株式等の配当・譲渡益に係る 軽減税率が年内で廃止



個人が上場株式等の配当を受け取る際には、一定の源泉税が差し引かれます。この場合の源泉税率は本来20%（所得税15%・住民税5%）であるべきところ、軽減税率10%（所得税7%・住民税3%）が適用されています。平成25年1月1日以後の配当であれば、復興特別所得税が上乘せられるため、実際には10.147%（所得税7.147%・住民税3%）が差し引かれます。これは個人が上場株式等を売却した際に発生する譲渡益に対しても同様です。譲渡益に対して軽減税率が適用されています。

この軽減税率について平成25年12月31日をもって廃止されることが、平成25年度税制改正大綱で明らかとなりました。これにより平成26年1月1日以後の上述に係る税率はいずれも、復興特別所得税を上乘せすると20.315%（所得税15.315%・住民税5%）となります。

●いくら負担が増える？

平成25年分と26年分の税負担の差を次のケースで確認しましょう。

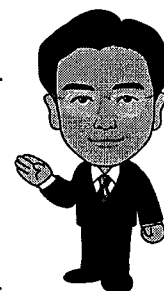
ケース:上場株式等を売却し、100万円の譲渡益が発生した場合

[平成25年分]

1,000,000円×10.147%=101,470円

[平成26年分]

1,000,000円×20.315%=203,150円



上ケースは上場株式等の譲渡益ですが、上場株式等の配当を受け取る場合でも同様です。税の負担が2倍程度に増えることになります。

●代替として登場する「日本版ISA」

軽減税率が廃止されることにより平成26年1月1日から税の負担が増える一方で、少額投資非課税制度（日本版ISA）が同時期より適用開始となります。この日本版ISAとは、非課税口座内で保有する上場株式等について、非課税投資期間（最長5年間）のうちに発生した配当や譲渡益等が非課税となる制度をいいます。非課税口座は、解説する年の1月1日現在で満20歳以上の日本居住者等が、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間に1口座開設することができます。非課税投資枠は年間100万円で、途中で売却しても枠の再利用はできず、余裕枠があっても翌年以降へは繰り越せません。また、非課税口座内で生じた譲渡損を一般口座や特定口座で生じた譲渡益と通算できない点にも注意しましょう。

非課税投資期間終了時に投資額がある場合には移管日に時価で、一般口座や特定口座へ移管するほか、翌年新たに設定される非課税投資枠への100万円を上限に移管（再投資移管）することも可能です。そのため最長10年間（当初5年間+再投資移管5年間）の非課税投資期間となる場合もあり得るでしょう。

いわゆる大口投資家にとっては今回の軽減税率廃止による税の負担増は重くのしかかりますが、小口投資家にとっては日本版ISAを上手に活用することで、投資に係る税金を抑えることが可能となるかもしれません。

